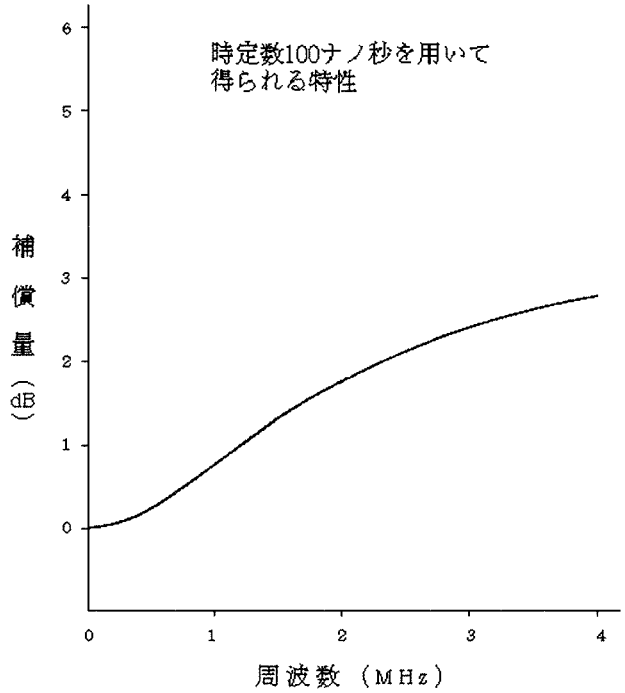
注１　E_Mは、映像信号の電圧とする。
２　$E_{Y'}$は、輝度信号の電圧とする。
３　｛　｝の中は、色信号の電圧とする。
４　$E_{R'}$、$E_{G'}$及び$E_{B'}$は、それぞれ絵素を走査したときに生ずる赤、緑及び青の各信号電圧をガンマ補正（受像管の赤、緑及び青に対する輝度は、格子に印加されるそれぞれの信号電圧のガンマ乗に比例するので、被写体の輝度が正しく再現されるよう送信側においてそれぞれの信号電圧E_R、E_G及びE_Bをそれぞれの値のガンマ分の１乗に補正することをいう。）した電圧であって、ＣＩＥ表色系（国際照明委員会において制定した平面座標による色彩の定量的表示法をいう。）において次に掲げるｘ及びｙの値を有する赤、緑及び青を三原色とし、かつ、ガンマの値を2.2とする受像管に適合するものとする。

	x	y
赤	0.67	0.33
緑	0.21	0.71
青	0.14	0.08

５　色信号の電圧は、注４によるほか、白色の被写体に対して零になるものとする。
６　ωは、色信号副搬送波の周波数の２π倍とする。この場合、πは、円周率を表す。
７　sin（ωt＋０°）の位相は、第８条第１項のカラーバーストの位相に対して180度とする。
８　E_Q及びE_Iは、次に掲げる周波数特性によって帯域制限を受けたものとする。
E_Qの場合　400kHzにおいて　２dB未満の減衰
500kHzにおいて　６dB未満の減衰
600kHzにおいて　６dB以上の減衰
E_Iの場合　1,300kHzにおいて　２dB未満の減衰
3,600kHzにおいて　20dB以上の減衰
９　$E_{Y'}$は、輝度信号と色信号とを別々の撮像管から取り出す方式の場合には、映像信号方程式によらないことができる。
10　$E_{Y'}$は、次に掲げる定輝度化信号処理回路及び適応的エンファシス回路によって補償することができる。
⑴　定輝度化信号処理回路
ガンマ補正前における振幅値が50％の信号に振幅値が20％の3.58MHzの正弦波信号を重畳した赤信号を入力したとき、出力信号が補償しない場合に比べて、次に掲げる補償特性を持つ回路。
飽和度が50％の赤信号において　２dB
飽和度が100％の赤信号において　10dB
この場合、赤信号の飽和度は、赤信号の電圧をＣ、緑信号及び青信号の電圧をＫとするとき、$\frac{C-K}{C}\times 100$（％）によって与えられる値とする。
⑵　適応的エンファシス回路
輝度信号の低域成分の量に従って、出力信号が、入力信号に対して次に掲げる補償特性を持つ回路。
低域成分が０％において　次図に示す周波数特性
低域成分が100％において　０dB
この場合、低域成分は、0.5MHz以下の周波数成分とする。



別表第三号（第９条第２項関係）
⑴　垂直解像度補強信号は、480本のラインで構成される輝度信号に対して次に示す高域通過特性による帯域制限を行い、ラインの始まりから交互に極性が正負（波形が変わらないとき極性が正であるといい、波形の正負が逆転しているとき極性が負であるという。以下同じ。）をとるようにしたものを、480本のラインから360本のラインに変換した後、順次走査（映像を順次に走査する方式をいう。以下同じ。）から飛越走査（映像を一本おきに飛び越して走査する方式をいう。以下同じ。）に変換した信号とする。
360lphにおいて　１dB未満の減衰
180lphにおいて　20dB以上の減衰
注　lphは、垂直方向における輝度変化の画面高当たりの振動数を表す単位の２分の１の単位とする。
⑵　垂直時間解像度補強信号は、360本のラインで構成される輝度信号に対して次の係数を重みに持つ垂直空間周波数フィルタによる帯域制限を行い、順次走査から飛越走査に変換した信号とする。

ライン番号	係数
ｎ－１	－１／４
ｎ	２／４
ｎ＋１	－１／４

注　ライン番号は、走査の順に各ラインに対して番号を付したものとする（ｎは、１から360までの整数とする。）。